第３回臨時会　　発議第８号

安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年11月26日

提出者　安芸高田市議会議員　大下　正幸
賛成者　安芸高田市議会議員　熊高　昌三
賛成者　安芸高田市議会議員　南澤　克彦
賛成者　安芸高田市議会議員　山根　温子
賛成者　安芸高田市議会議員　児玉　史則
賛成者　安芸高田市議会議員　金行　哲昭

安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(平成16年条例第209号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1)　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2)　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3)　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1条　（略）	第1条　（略）
（報酬） 第2条　（略） 2　議長、副議長及び議員がその職についた日又は任期満了、辞職、失職、除名若しくは議会の解散によりその職を離れた日が月の中途である場合における報酬は、日割計算によるものとする。ただし、議長、副議長及び議員が死亡によりその職を離れた場合は、その月分までの報酬を支給する。 3　前項の規定により日割計算をするときは、その月の現日数をもって算定する。 4　報酬は、いかなる場合においても重複して支給しない。	（報酬） 第2条　（略） 2　報酬は、議長及び副議長にはそれぞれ選挙された当月分から、議員にはその職に就いた当月分から支給する。 3　議長、副議長及び議員が任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときは、その当月分までの報酬を支給する。ただし、いかなる場合においても、重複して報酬を支給しない。
第3条から第7条まで　（略）	第3条から第7条まで　（略）

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和8年12月1日から施行する。

（令和8年12月に支給する報酬に関する特例）

2　令和8年12月に支給する報酬の額は、この条例による改正後の安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定にかかわらず、この規定により算定される報酬の額から、改正後の条例の規定により算定した令和8年11月の報酬の額と改正前の条例の規定による令和8年11月の報酬の額との差額に相当する額を減じた額とする。